

大分県報

平成三十一年
号外（三三）
三月二十九日

（金曜日）

目次

告 示

議決された予算の要領……………1

○ 告 示

大分県告示第百七十一号

平成三十一年大分県議会第一回定例会で議決された予算の要領は、次のとおりである。
平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

平成31年度 大分県一般会計予算

平成31年度大分県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ581,579,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

50,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

第1表

歳入歳出予算

（歳入）

款

項

金額

1 県

税

127,600,000
千円

1 県民税

39,666,837

2 事業税

25,367,679

3 地方消費税

33,230,586

4 不動産取得税

2,494,156

5 県たばこ税

1,235,278

6 ゴルフ場利用税

324,001

7 自動車取得税

765,445

8 軽油引取税

9,370,696

9 自動車税

14,736,697

10 敏区税

10,746

11 狩猟税

21,596

12 産業廃棄物税

376,283

2 地方消費税清算金

45,681,000

1 地方消費税清算金

45,681,000

3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税		19,000,000	9 国庫支出金	1 国庫負担金	27,168,595	
	2 地方揮発油譲与税		2,574,000			2 国庫補助金	53,032,546
	3 石油ガスを譲与税		103,000			3 委託金	2,192,191
	4 自動車重量譲与税		74,000				
	5 航空機燃料譲与税		4,000				
4 地方特例交付金			1,614,000	10 財産収入		1,376,608	
5 地方交付税	1 地方特例交付金		1,614,000	11 寄附金	1 財産運用収入	967,843	
	1 地方交付税		167,700,000		2 財産売却収入	408,765	
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金		322,000	12 繰入金	1 寄附金	27,243	
			322,000			1 特別会計繰入金	329,248
7 分担金及び負担金	1 交通安全対策特別交付金		322,000	13 繰越金	2 基金繰入金	18,526,150	
			2,401,423			1 特別会計繰入金	18,526,150
8 使用料及び手数料	1 分担金		44,739	14 諸収入	1 繰越金	100	
	2 負担金		2,356,684			1 延滞金、加算金及び過料等	187,167
	1 使用料		5,952,505			2 県預金利子	2,802
	2 手数料		1,862,438		3 貸付金元利収入	39,911,559	

15 県	債	4 受託事業収入	4,053,595	3 福祉生活費	1 社会福祉社費	45,156,005			
		5 収益事業収入	2,572,230		2 児童福祉費	20,236,920			
		6 利子割精算金収入	1		3 生活保護費	1,558,027			
		7 雑入	2,607,599		4 災害救助費	78,517			
		1 県債	54,703,000		4 保健環境費	1 公衆衛生費	24,908,274		
		歳入合計	581,579,000			2 環境保全費	2,233,961		
						3 保健所費	1,762,173		
4 医務生活衛生費	5,860,645								
1 議会費	1,180,572	1 議会費	1,180,572	5 労働費	5 薬務生活衛生費	760,729			
		2 総務費	26,034,687		1 総務管理費	9,025,150	1 労働政費	160,816	
					2 企画費	7,513,239	2 職業訓練費	1,576,172	
					3 徴税費	4,376,850	3 雇用対策費	448,845	
				4 市町村振興費	850,015	4 労働委員会費	86,209		
2 総務費	206,949	5 選挙費	1,171,597	6 農林水産業費	1 農業費	10,433,801			
		6 防災費	2,306,721		2 畜産業費	4,315,384			
		7 統計調査費	437,552		3 農地費	13,821,183			
		8 人事委員会費	146,614		4 林業費	11,804,550			
		9 監査委員費	206,949						
		歳入合計	581,579,000		54,703,000	35,525,782	2,272,042	160,816	1,576,172
		款	項		金額				

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外(告示)

7 商 工 費	5 水 産 業 費	5,543,245	42,414,558	11 災 害 復 旧 費	6 大 学 費	1,946,610
					7 社 会 教 育 費	1,635,123
					8 保 健 体 育 費	2,495,090
					11,586,800	
					57,106,195	
8 土 木 費	1 中 小 企 業 費 2 工 鉱 業 費 3 観 光 費	64,545,340	12 公 債 費	12 公 債 費	1 公 債 費	80,625,981
					80,625,981	
					57,106,195	
					302,862	
					31,822,477	
					165,105	
9 警 察 費	1 土 木 管 理 費 2 道 路 橋 梁 費 3 河 川 海 岸 費 4 港 湾 費 5 都 市 計 画 費 6 住 宅 費	26,271,317	13 諸 支 出 金	13 諸 支 出 金	1 積 立 金	486,442
					2 地 方 消 費 税 清 算 金	383,268
					3 利 子 割 交 付 金	22,986,087
					4 配 当 割 交 付 金	227,031
					5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	509,021
					6 地 方 消 費 税 交 付 金	223,901
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費 2 警 察 活 動 費	120,898,094	14 予 備 費	14 予 備 費	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1
					8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
					9 環 境 性 能 割 交 付 金	170,000
					10 利 子 割 精 算 金	170,000
					1 教 育 総 務 費	10,181,630

歳 出 合 計	債 務 負 担 行 為		
	事 項	期 間	限 度 額
581,579,000			
10 職業訓練等業務委託料		平成31年度から平成33年度まで	219,373
11 農業近代化資金等利子補給		平成31年度から平成57年度まで	127,603
12 天災融資法に基づく災害資金損失補償		平成31年度から平成44年度まで	16,852
13 災害資金利子補給		平成31年度から平成38年度まで	5,751
14 特定災害資金利子補給		平成31年度から平成38年度まで	
1 地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	平成31年度から平成41年度まで	共同発行総額1,237,000,000千円から大分県の発行額15,000,000千円を除いた額1,222,000,000千円並びにその利子	1 損失補償の額 融資元本の償還期限到来後3か月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額の100分の80以内
2 自動車税納税通知書作成等業務委託料	平成31年度から平成32年度まで	13,831	2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限到来後3か月を経過した後、市町村が融資機関と締結した損失補償契約に基づき損失補償を行う場合に補償を履行する。
3 総務事務システム再開発事業	平成31年度から平成32年度まで	66,895	3 融資条件 (1) 融資枠 5億円 (2) 貸付利子 年1.00% (3) 償還期限 7年以内
4 県立芸術文化短期大学整備事業	平成31年度から平成32年度まで	340,680	
5 おおいた子育てはっとクーポン活用事業	平成31年度から平成34年度まで	64,056	
6 温泉資源適正利用推進事業	平成31年度から平成32年度まで	32,774	
7 消費生活・男女共同参画プラザ駐車場設備貸借料	平成31年度から平成35年度まで	4,462	
8 県央飛行場機能強化事業	平成31年度から平成32年度まで	39,460	
9 信用保証協会の中企業制度資金の貸付けに伴う保証料率軽減に対する補助	平成31年度から平成50年度まで	760,597	

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外（告示）

五

15 活動火山降灰対策緊急資金利子補給	平成31年度から平成36年度まで	1,433	
16 農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成31年度から平成47年度まで	17,610	
17 畜産特別資金利子補給	平成31年度から平成57年度まで	2,733	
18 漁業近代化資金利子補給	平成31年度から平成52年度まで	94,377	
19 漁業経営維持安定資金利子補給	平成31年度から平成42年度まで	4,000	
20 公益社団法人全国農地保有合理化協会(以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。)が農地中間管理機構(以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。)に農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。	甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該貸付金の償還期限後、甲が補償の履行日として指定する日まで	1 損失補償の額 貸付金の償還期限(甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合)にはその支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。)において甲が弁済を受けない元金及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額 2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限後、甲の指示に従い、甲に補償を履行する。 3 乙の主な借入条件 (1) 借入金額 215,017千円 (2) 利率 無利子	<p>(3) 償還期限 借入日から10年以内</p> <p>(4) 延滞金及び違約金の計算利率 延滞金 年10.95% 違約金 年10.95%</p>
21 土地改良施設突発事故復旧事業	平成31年度から平成32年度まで	11,000	
22 基幹水利保全昭和井路2期地区水管橋補修事業	平成31年度から平成32年度まで	28,800	
23 基幹水利保全日出生地区用水管理システム改修事業	平成31年度から平成33年度まで	632,500	
24 農業水利保全昭和井路2期地区頭首工改修事業	平成31年度から平成32年度まで	90,000	
25 農業水利保全昭和井路2期地区水路改修事業	平成31年度から平成32年度まで	120,000	
26 農業水利保全明治大分地区水路改修事業	平成31年度から平成32年度まで	140,000	
27 農業水利保全古野井路地区水路改修事業	平成31年度から平成33年度まで	630,000	
28 農業水利保全野津地区施設整備事業	平成31年度から平成32年度まで	125,000	
29 農業水利保全竹田北西部地区水路改修事業	平成31年度から平成32年度まで	100,000	
30 農業水利保全出口地区水路改修事業	平成31年度から平成32年度まで	115,000	
31 農業水利保全網掛地区水路改修事業	平成31年度から平成32年度まで	80,000	
32 小水力発電白水地区施設整備事業	平成31年度から平成33年度まで	250,000	

33	小水力発電茨柏原地区施設整備事業	平成31年度から平成33年度まで	300,000					
34	障害防止周辺水路改修事業	平成31年度から平成32年度まで	731,130					
35	防災ダムぐみヶ丘溜池地区堤体建設事業	平成31年度から平成33年度まで	248,000					
36	防災ダム猿喰溜池地区堤体建設事業	平成31年度から平成32年度まで	180,000					
37	防災ダム乙見溜池地区堤体建設事業	平成31年度から平成33年度まで	210,000					
38	防災ダム放生溜池地区堤体建設事業	平成31年度から平成33年度まで	352,800					
39	防災ダム本田溜池地区堤体建設事業	平成31年度から平成32年度まで	128,900					
40	防災ダム矢部西部地区堤体建設事業	平成31年度から平成32年度まで	205,000					
41	ため池等竹田南部地区整備事業	平成31年度から平成32年度まで	168,000					
42	危険ため池園田尻池地区堤体改修事業	平成31年度から平成33年度まで	114,080					
43	危険ため池藤ヶ谷池地区堤体改修事業	平成31年度から平成33年度まで	108,276					
44	危険ため池寛政池地区堤体改修事業	平成31年度から平成33年度まで	185,170					
45	危険ため池兎手池地区堤体改修事業	平成31年度から平成33年度まで	222,864					
46	危険ため池下司地区堤体改修事業	平成31年度から平成32年度まで	70,000					
47	危険ため池天神・西ヶ迫地区堤体改修事業	平成31年度から平成32年度まで						63,540
48	危険ため池小鹿倉溜池地区堤体改修事業	平成31年度から平成32年度まで						139,500
49	危険ため池仏ヶ迫溜池地区堤体改修事業	平成31年度から平成32年度まで						83,200
50	危険ため池一ツ石溜池地区堤体改修事業	平成31年度から平成32年度まで						228,200
51	危険ため池小田池地区堤体改修事業	平成31年度から平成32年度まで						180,000
52	海岸保全東部海岸地区堤防改修事業	平成31年度から平成32年度まで						96,688
53	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金ごとの債務保証契約に定めるところによる。						大分県土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金の総額6,000,000千円並びにその利子及び遅延利息
54	国道197号道路改良事業	平成31年度から平成32年度まで						800,000
55	国道212号道路改良事業(耶馬溪工区)	平成31年度から平成32年度まで						1,600,000
56	国道212号道路改良事業(響峠工区)	平成31年度から平成32年度まで						500,000
57	国道217号道路改良事業	平成31年度から平成32年度まで						1,200,000
58	国道442号道路改良事業	平成31年度から平成33年度まで						1,850,000
59	県道豊後高田安岐線道路改良事業	平成31年度から平成32年度まで						450,000

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外(告示)

七

60	県道古江丸市尾線道路改良事業	平成31年度から平成33年度まで	1,800,000	74 (公) 地方港湾改修事業	平成31年度から平成32年度まで	245,000
61	県道国東安岐線道路改良事業	平成31年度から平成33年度まで	650,000	75 (公) 港湾改修統合事業	平成31年度から平成32年度まで	210,000
62	(公) 道路改良事業	平成31年度から平成32年度まで	2,930,000	76 (公) 通常砂防事業	平成31年度から平成32年度まで	260,000
63	(単) 道路施設補修事業	平成31年度から平成32年度まで	440,000	77 (公) 火山砂防事業	平成31年度から平成32年度まで	200,000
64	(公) 道路施設補修事業	平成31年度から平成32年度まで	870,000	78 (公) 街路改良事業	平成31年度から平成32年度まで	340,000
65	(単) 道路改良事業	平成31年度から平成32年度まで	180,000	79 生活排水処理施設整備費補助	平成31年度から平成43年度まで	272,514
66	(単) 橋梁整備事業	平成31年度から平成32年度まで	20,000	80 総務事務システム再開発事業	平成31年度から平成32年度まで	61,050
67	横瀬川河川改修事業	平成31年度から平成38年度まで	150,000	81 県立学校施設整備事業（空調設備）	平成31年度から平成41年度まで	1,125,702
68	大野川河川改修事業	平成31年度から平成33年度まで	175,000	82 県立学校施設整備事業（旨・聾学校寄宿舎）	平成31年度から平成32年度まで	231,097
69	(公) 広域河川改修事業	平成31年度から平成32年度まで	1,508,000	83 大分県学力定着状況調査業務委託料	平成31年度から平成32年度まで	31,984
70	(公) 障害防止対策事業	平成31年度から平成32年度まで	141,797			
71	玉来ダム建設事業	平成31年度から平成34年度まで	1,200,000			
72	河川関係受託事業	平成31年度から平成32年度まで	20,000			
73	土木施設災害復旧事業	平成31年度から平成32年度まで	1,100,000			

第3表

		地 方 債		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備費	千円 264,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
被災者生活再建支援基金拠出費	461,000			
土地改良費	1,189,000			
農地防災事業費	913,000			
林道費	178,000			
造林費	142,000			
治山費	1,442,000			
沿岸漁場基盤整備費	231,000			
漁港費	611,000			
共生のまち整備費	50,000			
道路費	12,502,000			
河川費	6,667,000			
海岸費	274,000			
砂防費	2,718,000			

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外（告示）

九

港 湾 費	598,000		
空 港 建 設 費	99,000		
街 路 費	352,000		
都 市 環 境 整 備 費	39,000		
住 宅 建 設 費	183,000		
防 災 対 策 推 進 費	703,000		
県 立 学 校 施 設 整 備 費	1,435,000		
県 立 ス ポ ー ツ 施 設 整 備 費	113,000		
警 察 施 設 整 備 費	230,000		
交 通 安 全 施 設 整 備 費	230,000		
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,059,000		
漁 港 施 設 災 害 復 旧 費	315,000		
治 山 施 設 災 害 復 旧 費	74,000		
臨 時 財 政 対 策 費	20,631,000		
合 計	54,703,000		

平成31年度 大分県公債管理特別会計予算

平成31年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,080,005千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 公債管理費		千円
		131,080,005
	1 繰入	80,754,005
	2 県債	50,326,000
歳入合計		131,080,005
(歳出)		
款	項	金額
1 公債管理費		千円
		131,080,005
	1 公債費	131,080,005
歳出合計		131,080,005

第2表

起債の目的		限度額	起債の方法		利率	償還の方法
借	換	千円 50,326,000	証書借入れ又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)の方法により、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金に行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。	

平成31年度 大分県国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度大分県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,466,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 国民健康保険事業費	1 分担金及び負担金	34,539,181
	2 国庫支出金	36,942,039
	3 繰入金	7,422,872
	4 繰越金	100
	5 諸収入	42,562,574
歳入合計		121,466,766
(歳出)		
款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円
	1 国民健康保険事業費	121,466,766
歳出合計		121,466,766

平成31年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成31年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金	1 繰入金	6,721
	2 繰越金	140,821
	3 諸収入	61,072
歳入合計		208,614
(歳出)		
款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円
	1 母子父子寡婦福祉資金	208,614
歳出合計		208,614

平成31年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

平成31年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 中小企業設備導入資金	1 繰入	17,226
	2 繰越	3,482
	3 諸	30,761
歳入合計		51,469

(歳出)

款	項	金額
1 中小企業設備導入資金	1 中小企業設備導入資金	51,469
歳出合計		51,469

平成31年度 大分県流通業務団地造成事業特別会計予算
平成31年度大分県流通業務団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,391,036千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 流通業務団地造成事業費	1 財産収入	687,036
	2 繰入金	4,704,000
歳入合計		5,391,036

(歳出)

款	項	金額
1 流通業務団地造成事業費	1 土地造成費	5,391,036
歳出合計		5,391,036

平成31年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算
平成31年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ863,625千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算			歳出合計		
(歳入)	款	金額	歳出	合計	
1 貸付助定	1 繰越	入金	183,250	<p>平成31年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算 平成31年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ221,093千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 第1表</p>	
		入金	92,172		
		諸収入	586,103		
	2 業務助定	繰越	入金		2,100
			入金		1,969
			諸収入		131
歳入合計		863,625	歳入歳出予算		
1 貸付助定	1 繰越	入金	190,699	<p>歳入歳出予算</p> <p>1 貸付助定</p>	
		入金	29,301		
		諸収入	1,093		
	2 業務助定	繰越	入金		221,093
			入金		1,093
			諸収入		1,093
歳入合計		221,093	歳入歳出予算		
2 業務助定	1 繰越	入金	220,000	<p>歳入歳出予算</p> <p>2 業務助定</p>	
		入金	1,969		
		諸収入	131		
	2 業務助定	繰越	入金		220,000
			入金		1,969
			諸収入		131

2 業務動定			1,093	歳入合計		551,348
1 沿岸漁業改善資金			1,093	(歳出)		
歳出合計			221,093	款	項	金額
平成31年度 大分県営営林事業特別会計予算				1 県営営林事業費		
平成31年度大分県営営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。				1 県営営林事業費		
(歳入歳出予算)				2 県民有林事業費		
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ551,348千円と定める。				歳出合計		
第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。				551,348		
(地方債)						
第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、						
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。						
第1表						
(歳入)						
歳入歳出予算						
款		項	金額			
1 県営営林事業費			千円 551,348			
1 使用料及び手数料			37			
2 財産収入			455,014			
3 繰入金			59,559			
4 繰越金			1			
5 諸収入			5,737			
6 県債			31,000			

第2表

		地 方 債		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伐採事業費	千円 19,000	証書借入れの方法により日本政策金融在庫から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中でも償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
県営林造成事業費	12,000			
合 計	31,000			

	歳 出 金 計	350,488
--	---------	---------

平成31年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
平成31年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,488千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款	項	金 額	
1 大分臨海工業地帯建設費		千円	
		350,488	
	1 財 産 収 入	7,500	
	2 繰 入 金	212,888	
	3 繰 越 金	100	
	4 県 債	130,000	
歳 入 合 計		350,488	
(歳 出)			
款	項	金 額	
1 大分臨海工業地帯建設費		千円	
		350,488	
	1 土 地 造 成 費	350,488	

第2表

		地 方 債		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	千円 130,000	証券借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

平成31年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算
 平成31年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,579,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3条 地方債」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

款		項	金額	1 港湾施設整備事業費		
1 港湾施設整備事業費			千円 2,579,002			
	1 使用料及び手数料		1,410,457			
	2 諸 収 入		545			
	3 県 債		1,168,000			
歳 入 合 計			2,579,002			
(歳 出)						
款		項	金額	1 港湾施設整備事業費		
1 港湾施設整備事業費			千円 2,579,002			

歳 出 合 計	債務負担行為		
	事 項	期 間	限 度 額
2,579,002	港湾機能施設整備事業	平成31年度から平成32年度まで	千円 600,000

第3表

地 方 債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾施設建設事業費	千円 1,168,000	証券借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。	

平成31年度 大分県用品調達特別会計予算

平成31年度大分県用品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,296,105千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 用品調達費	1 用品収入	2,295,000
	2 繰越金	1,105
歳入合計		2,296,105

(歳出)

款	項	金額
1 用品調達費	1 用品調達費	2,296,105
歳出合計		2,296,105

平成31年度 大分県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度大分県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数	578床
一般病床	566床
感染症病床	12床
2 年間延患者数	365,097人
入院	158,876人
外来	206,221人
3 一日平均患者数	1,279人
入院	434人
外来	845人
4 建設改良計画	3,586,527千円
資産購入関係	760,000千円
医療機械器具	760,000千円
改築事業関係	2,826,527千円
改築工事他	2,826,527千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収益	収入
第1款 病院事業収益	17,080,114千円
第1項 医療収益	15,905,719千円
第2項 医療外収益	1,153,670千円
第3項 特別利益	20,725千円
支出	
第1款 病院事業費用	16,898,304千円
第1項 医療費用	16,796,901千円
第2項 医療外費用	99,403千円
第3項 特別損失	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する976,552千円は、過年度分損益勘定留保資金704,428千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額272,124千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入 3,456,416千円

第1項 企業債 2,629,000千円

第2項 負担金 330,139千円

第3項 補助金 497,277千円

支出

第1款 資本的支出 4,432,968千円

第1項 建設改良費 3,586,527千円

第2項 企業債償還金 839,761千円

第3項 他会計からの借入金償還金 6,680千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
改築事業費	千円 2,375,000	証券借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、3年以内のすえ置期間を含め、30年以内に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要綱による。
医療機器整備事業費	254,000	証券借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、1年以内のすえ置期間を含め、5年以内に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要綱による。
合計	2,629,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 7,617,140千円

2 交際費 250千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,712,290千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
	医療機器器具	全身用X線CT診断装置	2

平成31年度 大分県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度大分県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間販売電力量 193,697,540kWh

2 主たる建設計画

(1) 大野川発電所リニューアル事業 2,908,527千円

(2) 北川ダム諸量処理装置及び放流自動警報装置更新工事 407,164千円

(3) 北川ダム維持流量放流設備新設事業 215,331千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 2,573,728千円

第1項 営業収益 2,189,964千円

第2項 財務収益 60,861千円

第3項 事業外収益 322,603千円

第4項 特別利益 300千円

支出

第1款 電気事業費用 2,486,766千円

第1項 営業費用 2,042,634千円

第2項 財務費用 21,651千円

第3項 事業外費用 9,813千円

第4項 特別損失 402,668千円

第5項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額1,478,154千円は、中小水力発電開発改良積立金281,752千円、建設改良積立金318,470千円、地域振興積立金50,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額102,690千円及び過年度分損益勘定留保資金725,242千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 3,022,189千円

第1項 企業債 2,908,000千円

第2項 負担金 114,046千円

第3項 投資償還金 143千円

支出

第1款 資本的支出 4,500,343千円

第1項 建設改良費 4,280,832千円

第2項 企業債償還金 159,511千円
 第3項 繰出金 50,000千円
 第4項 予備費 10,000千円
 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
芹川ダム諸量処理装置及び放流自動警報装置更新工事	平成31年度から平成33年度まで	千円 536,488
芹川第一・第二発電所リニューアル事業	平成31年度から平成32年度まで	475,200
大野川発電所リニューアル事業	平成31年度から平成32年度まで	465,300
別府発電所内成かんがい送水施設ポンプ場更新事業	平成31年度から平成32年度まで	145,423
大野川発電所百枝沈砂池耐震化工事	平成31年度から平成32年度まで	88,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大野川発電所リニューアル事業	千円 2,908,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借入れる。 証券発行の場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等又は元金均等の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置き、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>1 営業費用と事業外費用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>1 職員給与費 784,810千円 2 交際費 440千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p> <p>第10条 たな卸資産の購入限度額は、22,000千円と定める。</p> <p>平成31年度 大分県工業用水道事業会計予算 (総則)</p> <p>第1条 平成31年度大分県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <p>1 給水事業所数 43事業所 2 年間総給水量 202,416,300m³ 3 1日平均給水量 553,050m³ 4 主たる建設計画</p> <p>(1) 監視制御用サーバー更新工事 84,226千円 (2) 判田取水場沈砂池耐震化工事 37,581千円 (3) 6号地C-2地区配水管等布設工事 34,560千円</p> <p>(収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p>収入 第1款 工業用水道事業収益 2,428,391千円 第1項 営業収益 2,188,362千円</p>				<p>第2項 営業外収益 239,729千円 第3項 特別利益 300千円</p> <p>支出 第1款 工業用水道事業費用 2,243,567千円 第1項 営業費用 2,114,372千円 第2項 営業外費用 118,895千円 第3項 特別損失 300千円 第4項 予備費 10,000千円</p> <p>(資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額1,497,073千円は、地域振興積立金100,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,161千円及び過年度分損益勘定留保資金1,378,912千円で補てんするものとする。)</p> <p>収入 第1款 資本的収入 58,066千円 第1項 補助金 10,500千円 第2項 負担金 47,423千円 第3項 投資償還金 143千円</p> <p>支出 第1款 資本的支出 1,555,139千円 第1項 建設改良費 247,153千円 第2項 企業償還金 297,986千円 第3項 投資その他の資産 900,000千円 第4項 繰出金 100,000千円 第5項 予備費 10,000千円</p> <p>(債務負担行為)</p> <p>第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。</p>			
事	項	期	間	限	度	額	

大津留浄水場大津留 接合井断水対策工事	平成31年度から 平成32年度まで	千円 238,432
判田浄水場分水井耐震化等工事	平成31年度から 平成32年度まで	121,458
大津留浄水場1、2号系 余水池耐震化工事	平成31年度から 平成32年度まで	52,225
判田取水場沈砂池耐震化工事	平成31年度から 平成32年度まで	37,581

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 411,688千円

2 交際費 110千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、37,000千円と定める。